

令和 年 月 日

守秘義務の遵守に関する誓約書

東京都水道局
エコロシティ株式会社 御中

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当社は、今般、東京都水道局（以下「局」という。）から、令和8年1月16日付けで公表された土地の貸付けに係る一般競争入札（以下「本入札」という。）における応札を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、土地の貸付けに係る一般競争入札参加要領（令和8年1月16日公表）に定められた参加資格者にのみ開示される資料及び適宜必要な情報（以下これらを総称して「本件提供資料」という。）について、現貸主であるエコロシティ株式会社（以下「現貸主」という。）から資料提供の協力を受けた局から開示を受けることを希望します。

なお、本件提供資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

当社は、本目的のためにのみ、本件提供資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

第2条（秘密の保持）

当社は、局から開示を受けた本件提供資料を守秘義務情報として保持するものとし、第三者に対し直接間接を問わず本件提供資料の一切の開示、漏えいを行いません。ただし、当社が既に適法に保有していた情報、開示の権限を有する第三者から正当に入手した情報又は公知の事実となつた情報については、この限りでないものとします。

- 2 当社は、本件提供資料について、当社内においても本目的のために必要な限度の範囲の役員及び従業員に限り開示するものとします。
- 3 当社は、本目的のために弁護士、公認会計士等の外部専門家に守秘義務情報を開示する必要がある場合には、局に対し事前に開示する相手方、開示の目的、開示の必要性、開示する情報の範囲の申出を行い、これにつき局の書面による承諾を得た場合に限り、開示できるものとします。開示に伴い複写又は複製の必要がある場合についても、同様の取扱いとします。
- 4 当社は、前2項の対象者（以下「入札関係者」という。）に本件提供資料を開示するときは、入札関係者に対し、開示される内容が守秘義務の遵守に関する誓約の対象になっている旨を通知の上、本書記載の遵守事項と同様の内容の誓約により守秘義務を課すものとします。

第3条（善管注意義務）

当社は、局から提供を受けた本件提供資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことと約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

局から提供又は開示を受けた本件提供資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により局に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により局及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（現貸主への秘密保持義務）

現貸主が、本件提供資料の内容とする現在の駐車場使用契約の当事者となっていることから、当社は、本入札手続完了後に局が現貸主に本書を提出すること及び本書に基づき当社が負う義務が現貸主との間においても適用されることについて承諾します。

第6条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果入札書類の提出に至らなかった場合及び入札参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第7条（損害賠償義務）

当社及び入札関係者の本書に違反する行為により秘密が漏えいした場合は、当社の責任と負担において、当該行為によって生じた問題の処理解決について速やかに対応を行うとともに、当該行為により局及び現貸主に生じた損害（第三者による請求、訴訟の結果によるものを含む。）について、局又は現貸主からの直接の請求に応じ、速やかに賠償することを約束します。

第8条（内容の正確性等）

当社は、局が本件提供資料の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明・保証を行うものではないことを了承します。

2 当社は、本件提供資料の内容が万が一不正確であった場合等にも、これについて局又は現貸主に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

第9条（書類の返還等）

当社が、本目的検討の結果入札書類の提出に至らなかった場合、入札参加の結果落札者となるなかった場合、落札者決定後契約締結までの間に落札者としての資格を喪失した場合、その他局が返却又は破棄を要請した場合は、受領した本件提供資料は、第2条第3項に基づく写しも含めて全て速やかに返却又は破棄することを約束します。

第10条（定義）

本書において、特段に定める場合のほか、本書における用語の定義は、本入札の参加要領の定めるところによることとします。